

In theory, the purpose of a company system and that of a securities system are fundamentally different from each other.

理論的には、会社制度の目的と証券制度の目的は根本的に異なるのです。

		証券制度上(もしくは会社制度上)、 出資者は会社の株式の譲渡を	
		行えない (株式譲渡不可能会社)	行える (株式譲渡可能会社)
会社制度上、 会社は配当を	支払えない	会社は決算を 行う必要がない。	既存株主を含む投資家が、 「株式の価額」を算定し予想 できるようにするためだけに、 会社は決算を行う必要がある。
	支払える	「配当可能な金額」を 算定するためだけに、 会社は決算を行う必要がある。	既存株主を含む投資家が、 「株式の価額」を算定し予想 できるようにするために、 さらに、 「配当可能な金額」を 算定するため、 会社は決算を行う必要がある。